



## NPO 法人 インターナショナル・ラブ・フォー・オール協会 定款

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、NPO 法人インターナショナル・ラブ・フォー・オール協会と称し、略称を NGO ILFA とする。英語表記を NGO International Love For All Association ( 略称 NGO ILFA )とし、フランス語表記を ONG association Internationale Love For All ( 略称 ONG ILFA )とする。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目22番17号 中務中山手ビル 301 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、国外のいわゆる社会的弱者に対して、社会教育、物資の支援などを行い、基本的な人権が尊重される社会の実現に寄与するとともに、貧困・飢餓に苦しむ地域に経済的自立の支援活動を行い、自然環境の保護に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は第3条の目的達成のため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 情報化社会の発展を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動

- (12) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会的排除を受ける人々を包摂する多文化共生社会にしていくための企画及び各国での実践に関する事業
- (2) 社会的弱者に対する物資の支援等、生活の安定を目的とした自立支援に関する事業
- (3) 自然環境保護並びに動物保護に関する事業
- (4) 各国 NPO 並びに関係団体との連携及び情報共有に関する事業
- (5) 当法人の情報発信並びに寄付募金活動に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(会員の種類)

**第6条** この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下法という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして活動に協力して頂ける個人

(入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書若しくは電磁的方法により申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但しボランティア会員においてはこの限りではない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

**第 10 条** 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書又は電磁的方法で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

**第 11 条** 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

**第 12 条** 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別および定数)

**第 13 条** この法人に次の役員を置く。

(1) 理事5人以上 20 人以下

(2) 監事1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人若しくは2人を副理事長とする。

(選任など)

**第 14 条** 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

5 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

(職務)

**第 15 条** 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、理事長はその業務を総理する。

2 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第 16 条** 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 13 条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第 17 条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第 18 条** 役員が次に各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

**第 19 条** 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

**第 20 条** この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

**第 21 条** この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

**第 22 条** 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

**第 23 条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

**第 24 条** 通常総会は、毎事業年度一回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

**第 25 条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 26 条** 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

**第 27 条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

**第 28 条** 総会における決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事はこの定款に定めるものの他、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第 29 条** 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

**第 30 条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の総数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合は、その数を記載すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・捺印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

**第 31 条** 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(権能)

**第 32 条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他あらたな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 入会金および会費の額
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

**第 33 条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第 5 号に基づき監事から招集の要請があったとき

(招集)

**第 34 条** 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による要請があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 35 条** 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

**第 36 条** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条** 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第 38 条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

**第 39 条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び出席者名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・捺印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

**第 40 条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

**第 41 条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

**第 42 条** この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

**第 43 条** この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年の 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

**第46条** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第47条** この法人の事業報告書、貸借対照表、活動計算書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第48条** この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

**第49条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由より解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第50条** この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

**第51条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

(公告の方法)

**第52条** この法人の公告は、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(施行細則)

**第53条** この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。